

かんぼの宿全国共通利用券ご利用約款

(約款の趣旨)

第1条 日本郵便オフィスサポート株式会社(以下「当会社」といいます。)はかんぼの宿全国共通利用券(以下「利用券」といいます。)をこの約款にしたがって取り扱うものとし、利用券の所持者(以下「お客さま」といいます。)はこの約款によりお取引をしていただきます。

(利用者に対する義務)

第2条 利用券に対する義務履行は、当会社が一切の責任を負うものであり、日本郵政株式会社が責任を負うものではありません。

(利用者が利用できる場合)

第3条 お客さまは、全国のかんぼの宿、かんぼの郷、ゆうぽうと、ラフレさいたま及びメルパーク施設(以下「ご利用施設」といいます。)において宿泊、飲食、商品の購入又はその他のサービスを受ける際に、券面記載の金額で代金のお支払いに利用券をご利用いただけます。

なお、利用券は、現金と併せてご利用いただけます。

(利用券が利用できない場合1)

第4条 次の場合には、利用券をご利用いただくことはできません。

- (1) クレジットカード又はデビットカードと併用してお支払いされる時。(一部の施設を除く。)
- (2) 利用券が偽造、変造、複製などされたものであるとき。
- (3) お客さまが利用券を違法に取得したとき、又は違法に取得された利用券であると知りながら若しくは知ることができる状況で取得したとき。
- (4) 利用券の破損その他の事由により証票番号の照合ができないとき、又は利用券の2分の1以上が滅失しているとき。

(利用券が利用できない場合2)

第5条 当会社に次の各号に挙げる事由が生じた場合には、利用券をご利用いただけないことがあります。

- (1) 天災地変その他の理由により営業を停止したとき。
- (2) 利用券の取扱いに関する日本郵政株式会社との協定に対する違反若しくは不履行があったとき又は当該協定が終了したとき。
- (3) 前各号のほか信用が著しく低下したと認められる相当の事由が生じたとき。

(利用券が一部滅失している場合)

第6条 当該利用券の証票番号が確認でき、又、偽造・変造されたものでないこと及び未使用のものであることを当社が確認でき、さらに利用券の滅失の範囲が2分の1未満のときは、お客さまはその利用券をご提出いただくことにより、利用券をお使いいただくことができます。

(利用券の再交付をしない場合)

第7条 お客様が、利用券を盗まれ又は紛失された場合等には、利用券の再交付をいたしません。

(ご利用施設との関係)

第8条 お客さまが利用券をご利用された際、万一、商品又はサービスの取引について返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、利用券をご利用された当該ご利用施設との間で解決をしていただくものとします。

(換金の禁止)

第9条 利用券は現金との引換えは一切できません。

(取扱いの変更)

第10条 利用券の取扱いについて、この約款を変更する場合には、当社のホームページ等において、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

(発行保証金の還付)

第11条 当社は発行保証金の供託その他の手段により、利用券に係る前受金について、「資金決済に関する法律」(資金決済法)に定める割合で保全措置を講じています。

2 当社の破産等により、利用券がご利用できなくなったときは、前項の保全措置により供託された当該利用券の発行保証金について、同法の規程に基づき一定期間内に財務(支)局に申し出て還付を受けることのできる制度があります。お客さまは、還付手続の開始が官報等により公示された後に、財務(支)局に申し出て、所定の手続きを経た上で還付を受けることができます。

附 則

- 1 「かんぽの宿」は日本郵政株式会社の登録商標(第3119627号)です。
- 2 この約款は、平成25年6月24日から適用します。